

瑞穂市
老人福祉計画【案】

平成 24 年 3 月

瑞穂市

▶ ◀ もくじ ▶ ◀

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 介護保険事業計画との関連	5
5 計画策定体制	5

第2章 高齢者の現状

1 人口・世帯の現状	9
2 要介護（要支援）認定者の現状	12
3 アンケート調査結果のまとめ	14

第3章 計画の推進

1 高齢者の将来推計	35
2 計画の基本理念と目標	36
3 計画の体系図	38

第4章 基本項目と施策の方向

1 健康で安心して暮らせる支援環境づくり	41
2 地域で支える福祉環境づくり	45

資料編

1 策定委員会策定経過・名簿	51
----------------------	----

▶ ◀ 第 1 章 ▶ ◀

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

少子高齢化が進む中で、平成12年に高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が導入されました。高齢者の保健医療福祉を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき策定されることが国の介護保険事業計画基本指針によって重要とされています。そして、介護保険事業計画の第3期（平成18～20年度）、第4期計画（平成21～23年度）の延長線上に位置づけられる第5期計画（平成24～26年度）の取り組みに当たっては、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて継続的に取り組むことが必要とされています。

本市では、もとす広域連合が策定する介護保険事業計画との整合を図りつつ、要介護状態になることを未然に防ぐ介護予防や、地域包括ケアを進めるためのサービス体系の確立等を重視し、地域の福祉力を生かした取り組みを進めていきます。

本計画については、これまでに進めてきた高齢者福祉サービスの実績を評価し、また、平成23年3月に発生した東日本大震災のような大規模災害が発生した場合に備えて安全対策の体制づくりを含め、将来に向けた見通しを補正しながら、本市の高齢者福祉が今後目指すべき目標を定めるとともに、その目標を実現するための具体的な方策をあきらかにしていくものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づく老人福祉計画であり、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の第1項に基づき介護保険事業計画と整合性を図りながら策定するものです。

介護保険事業については、もとす広域連合で「介護保険事業計画」を策定していますが、介護保険事業のうち、地域支援事業などについては、広域連合の構成市町によって状況が異なり、各市町で主導し実施すべき事業を含むことから、本計画ではそれらの事業と、介護保険事業以外の保健福祉事業を含むものを策定します。

3 計画の期間

本計画は、平成24年度を初年度とし、3年間を計画期間としますが、前計画に引き続いて、平成26年度を見通した理念および施策の方向性を示します。

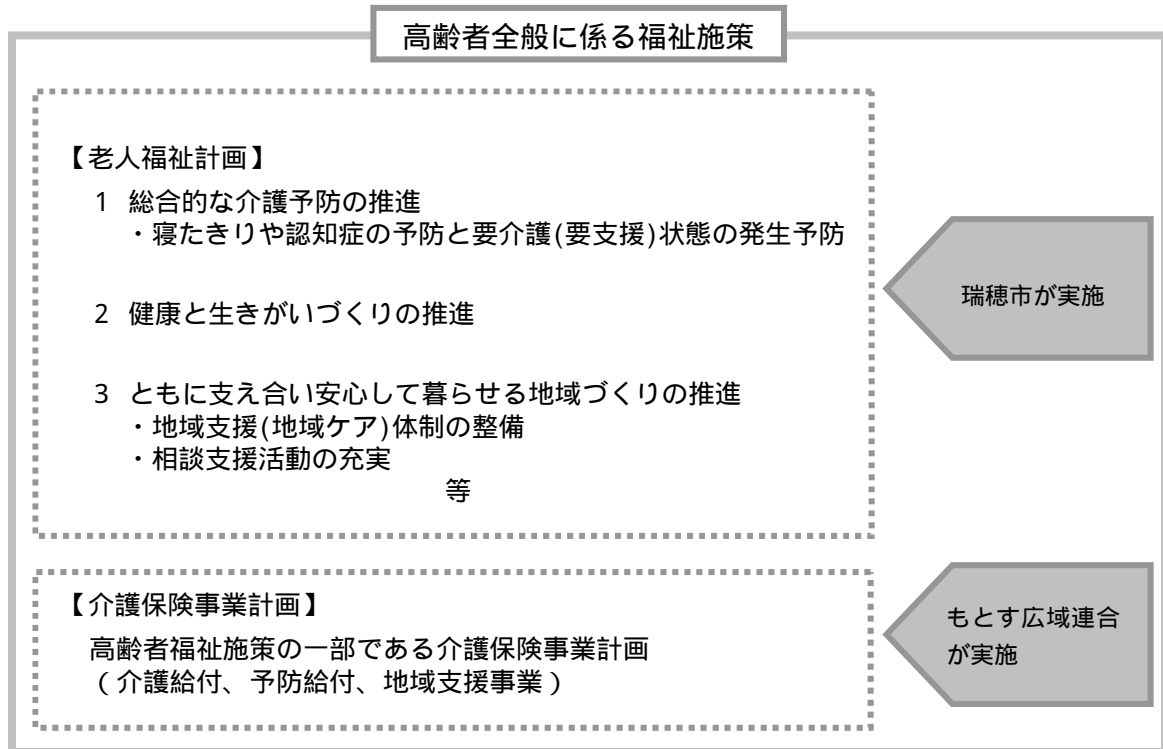
年度	平成 24 2012	平成 25 2013	平成 26 2014	平成 27 2015	平成 28 2016	平成 29 2017
第5期瑞穂市老人福祉計画	計画期間 3年					
第6期瑞穂市老人福祉計画				計画期間 3年		

4 介護保険事業計画との関連

高齢者全般に係る福祉施策のうち介護保険部分は、もとす広域連合が担うこととなります。

また、保健施策については、健康増進計画（健康増進法）、特定健診等実施計画（高齢者医療確保法）となります。

瑞穂市老人福祉計画ともとす広域連合が策定する介護保険事業計画の関係については次のとおりです。



5 計画策定体制

計画の策定にあたっては、高齢者の現状把握が不可欠であることから、日常生活圏域ニーズ調査等により、地域の課題等を的確に把握しました。また、利用者や被保険者の意見を計画に適切に反映するとともに、住民に自らが深く関わる制度であるとの意識をもってもらえるよう、学識経験者や保険医療関係者、福祉関係者および公募による住民代表等で構成する策定委員会を開催しました。

▶ ◀ 第 2 章 ▶ ◀

高齢者の現状

第2章 高齢者の現状

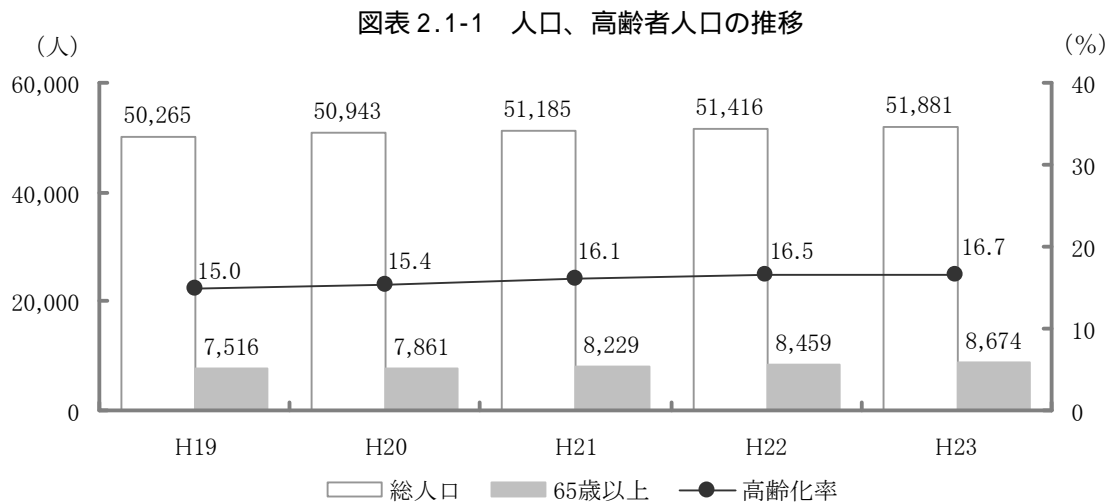
1 人口・世帯の現状

(1) 人口

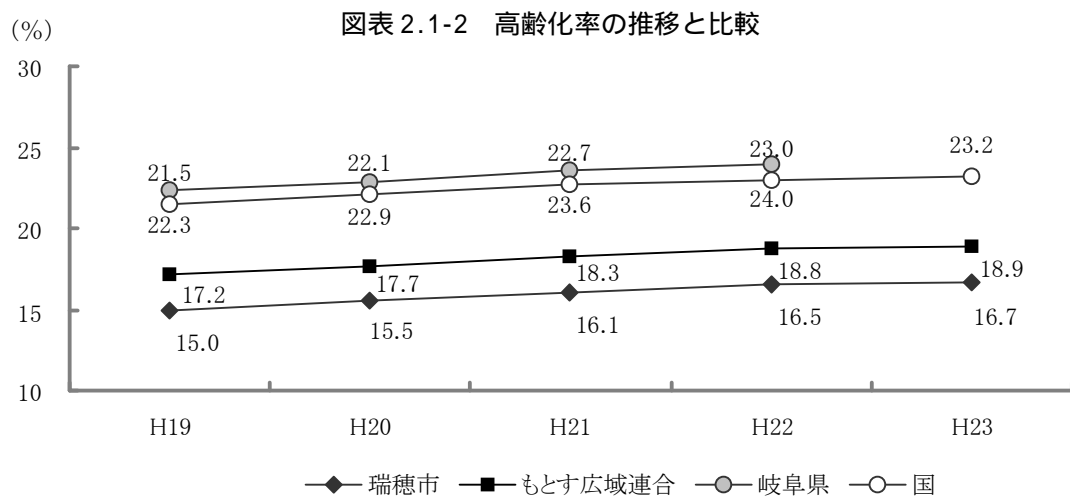
瑞穂市の65歳以上の高齢者数を住民基本台帳ベースでみると、高齢化率（65歳以上高齢者が総人口に占める割合）が平成19年の15.0%から、平成23年には16.7%と1.7ポイント上昇しています。

高齢者人口は、平成19年の7,516人から平成23年の8,674人へ1,158人増加しています。

また、高齢化率の比較をみると、全国・岐阜県・もとす広域連合を下回って低く推移しているものの、上昇傾向にあることは同様であり、高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳 + 外国人登録（各年10月1日現在）



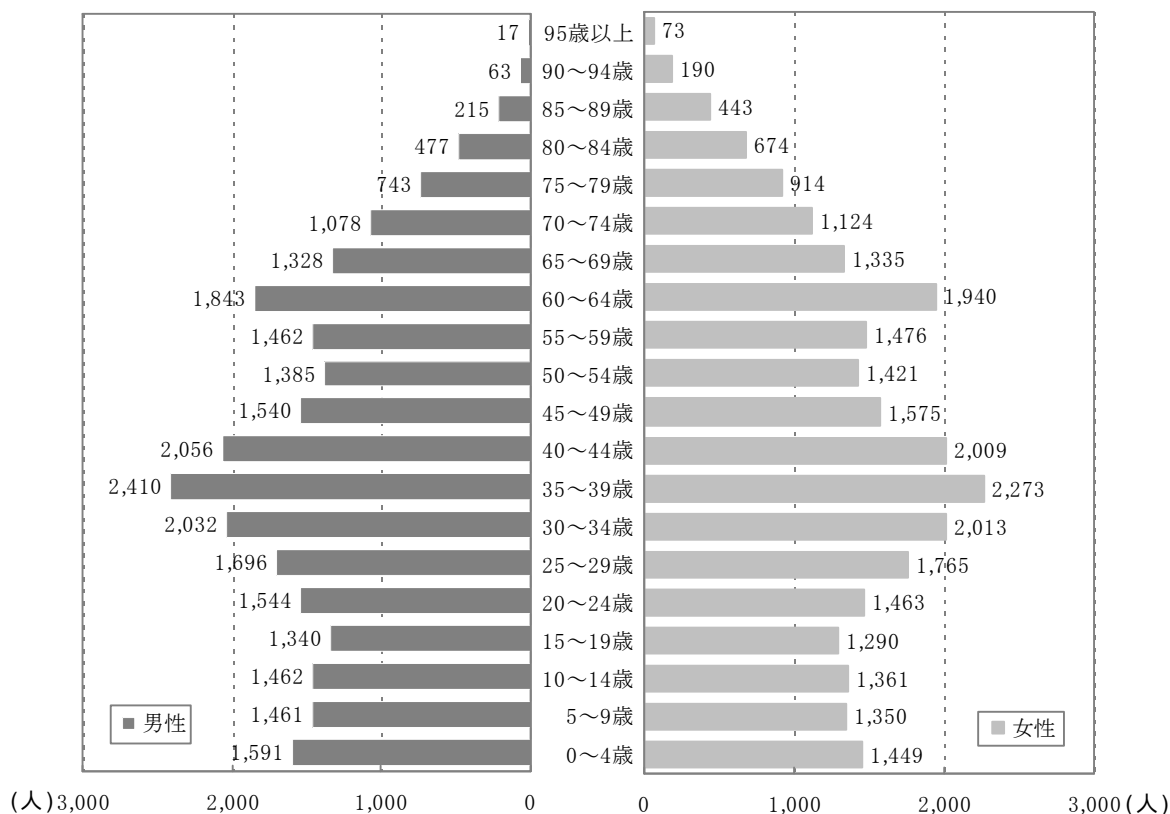
資料：住民基本台帳 + 外国人登録、岐阜県 / 岐阜県統計ライブラリ、国 / 総務省統計局（各年10月1日現在）

(2) 年齢別人口

瑞穂市の人口は、平成23年4月1日現在で51,881人となっています。内訳は、男性が25,743人、女性が26,138人で女性の人口が男性を上回っている状況です。

年齢別にみると、男女ともに35～39歳と60～64歳の人口が一時的に増加していることが分かります（第一次・第二次ベビーブーム）。また、0～44歳までは男性が多いのに対し、45歳以降は女性が多くなっています。

図表 2.1-3 瑞穂市の人口ピラミッド



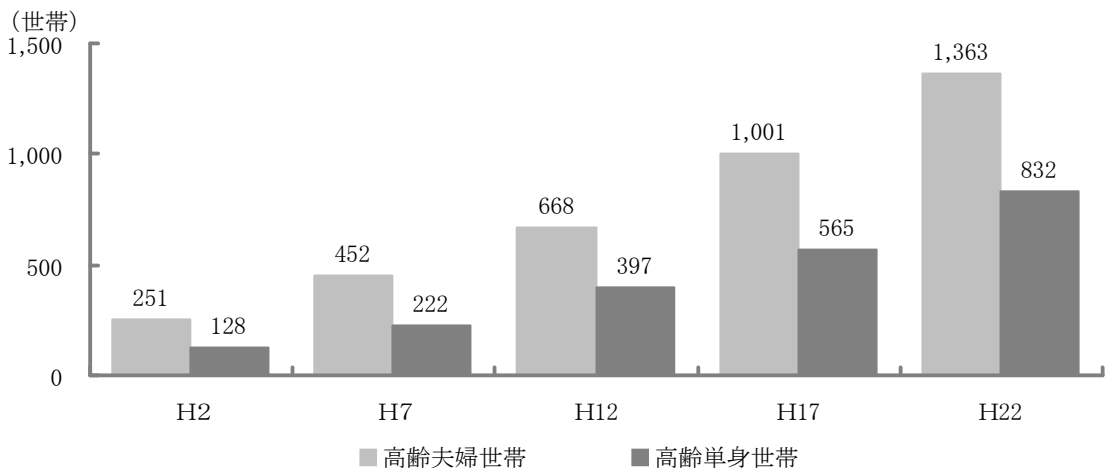
資料：住民基本台帳 + 外国人登録（平成23年10月1日現在）

(3) 世帯数の推移

高齢夫婦世帯・高齢単身世帯ともに、年々増加傾向にあります。

また、それぞれの割合でも増加傾向にあり、岐阜県の割合と比較すると、下回って推移しています。

図表 2.1-4 各高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの世帯をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。

図表2.1-5 各高齢者世帯数の推移と比較

世帯類型	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	(世帯)	12,559	14,790	15,935	17,411	19,356
高齢夫婦世帯	(世帯)	251	452	668	1,001	1,363
	(%)	2.0	3.1	4.2	5.7	7.0
	県(%)	4.4	6.0	7.8	9.6	11.1
高齢単身世帯	(世帯)	128	222	397	565	832
	(%)	1.0	1.5	2.5	3.2	4.3
	県(%)	3.0	3.9	5.1	6.3	7.8

資料：国勢調査

一般世帯とは、下記のものを用いる。

住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。

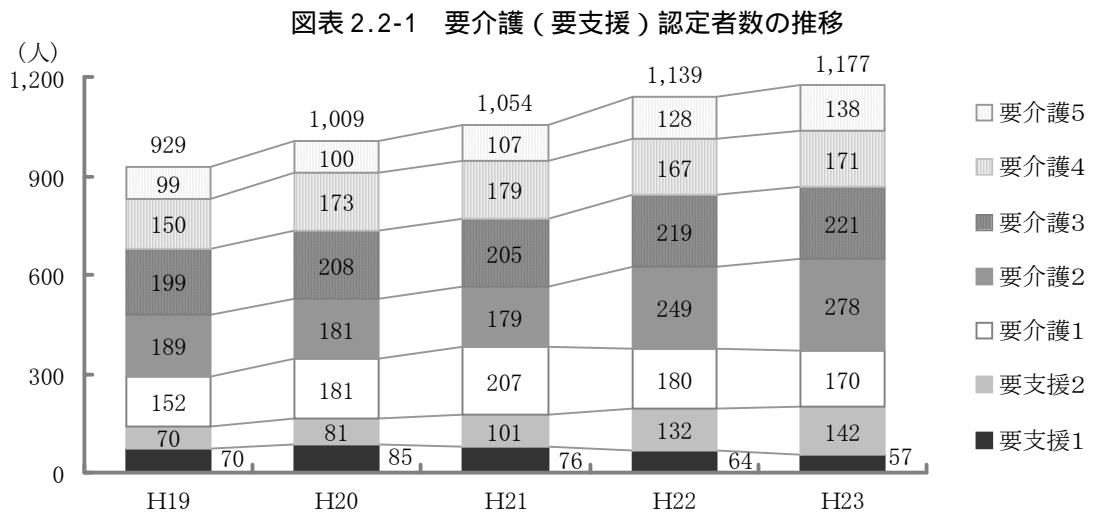
上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者。会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

2 要介護（要支援）認定者の現状

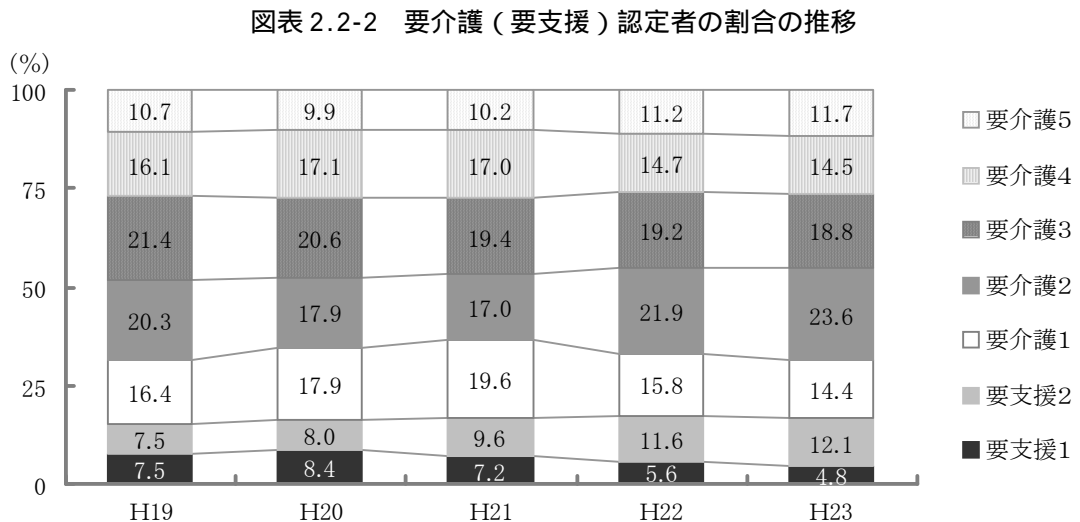
（1）要介護（要支援）認定者数・割合の推移

要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあり、平成19～23年にかけて、要介護2では89人、要支援2では72人の増加となっています。

要介護（要支援）認定者の割合では、どの年度においても中度者（要介護2・3）の割合が高く、平成23年には全体の約4割を占めている状況です。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末、平成23年のみ3月末時点）

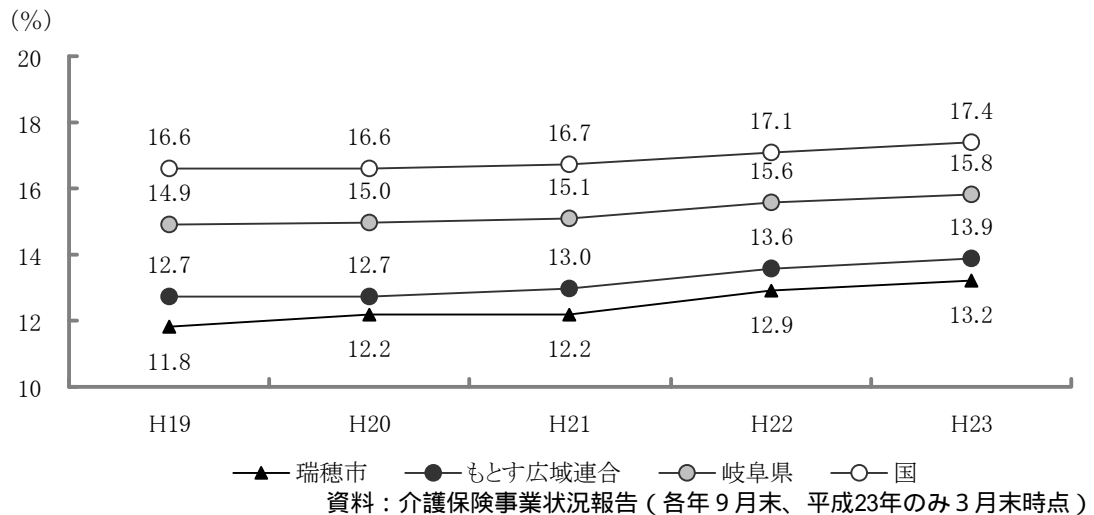


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末、平成23年のみ3月末時点）

(2) 認定率の推移

要介護（要支援）認定者率は緩やかな増加傾向にあり、平成19～23年にかけて1.4ポイント上昇しています。どの年においても、もとす広域連合・岐阜県・国に比べて低く推移しています。

図表 2.2-3 要介護（要支援）認定率の比較



3 アンケート調査結果のまとめ

(1) 調査の概要

調査結果について

本調査は、地域包括ケアの充実を目指したもとす広域連合第5期介護保険事業計画を策定するうえで、必要な高齢者の現状やサービスのニーズ等の把握を行うため実施したものです。瑞穂市老人福祉計画の策定にあたっては、本調査から得られる地区ごとの高齢者の状態像・ニーズや、高齢者の自立生活を阻む課題（地域課題を含む）を把握する資料としました。

調査票の種類と対象者（もとす広域連合にて実施）

a) 日常生活圏域ニーズ調査票

調査対象者	要支援・要介護認定者を除く65歳以上の高齢者（記名式）
サンプル数	17,096件
抽出方法	全数

b) 要介護等認定者調査票（在宅）

調査対象者	要支援・要介護認定者（在宅生活者）
サンプル数	2,309件
抽出方法	全数

c) 要介護等認定者調査票（施設）

調査対象者	要支援・要介護認定者（施設入所者）
サンプル数	449件
抽出方法	全数

調査期間と調査方法

- (1) 調査期間 平成23年2月22日～3月18日
- (2) 調査方法 郵送による配布・回収

調査票の回収状況

対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
日常生活圏域ニーズ調査票	17,096	14,461	84.6
要介護等認定者調査票(在宅)	2,309	1,526	66.1
要介護等認定者調査票(施設)	449	275	61.2

(再掲) 日常生活圏域ニーズ調査の結果の地区別内訳

地区区分	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
瑞穂市	7,389	6,360	86.1

集計にあたって

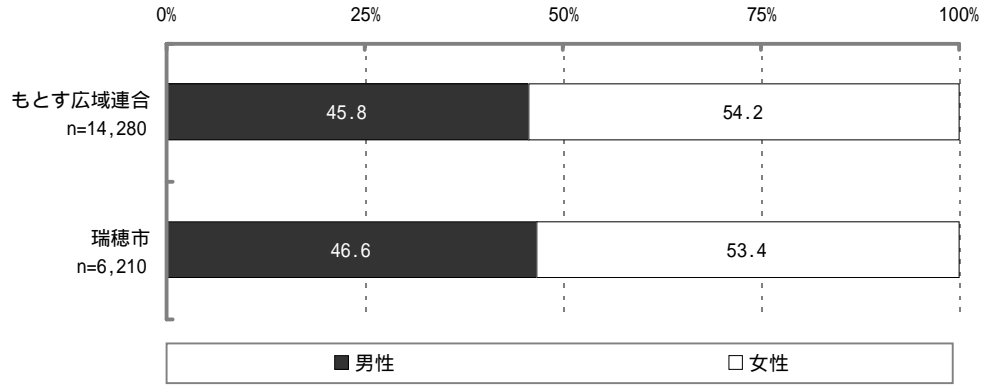
性別、年齢、認定状況等の無回答があるため、全数とは一致しないことがあります。
また、集計表の回答率は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

(2) 日常生活圏域ニーズ調査結果

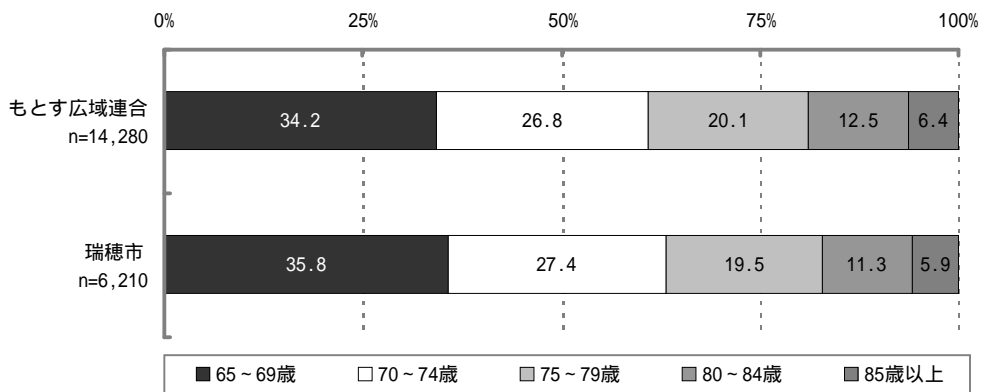
日常生活圏域ニーズ調査結果より設問項目（瑞穂市のデータのみ）を抜粋

宛名のご本人について

図表2.3-1 性別

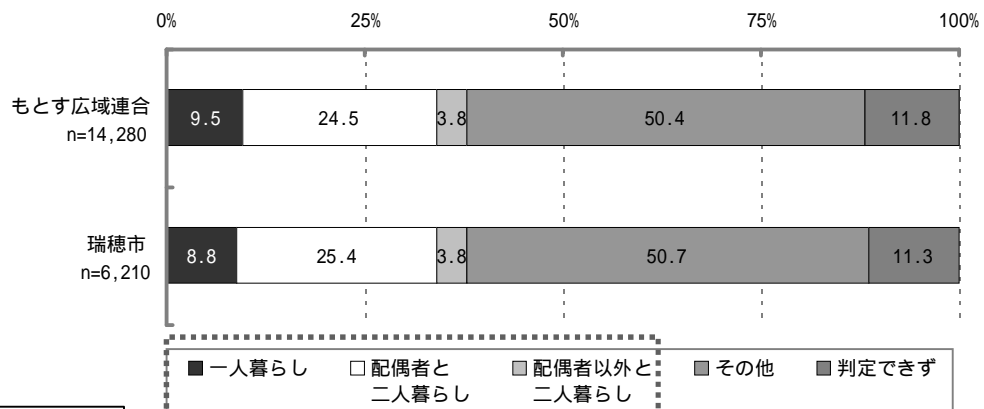


図表2.3-2 年齢階層



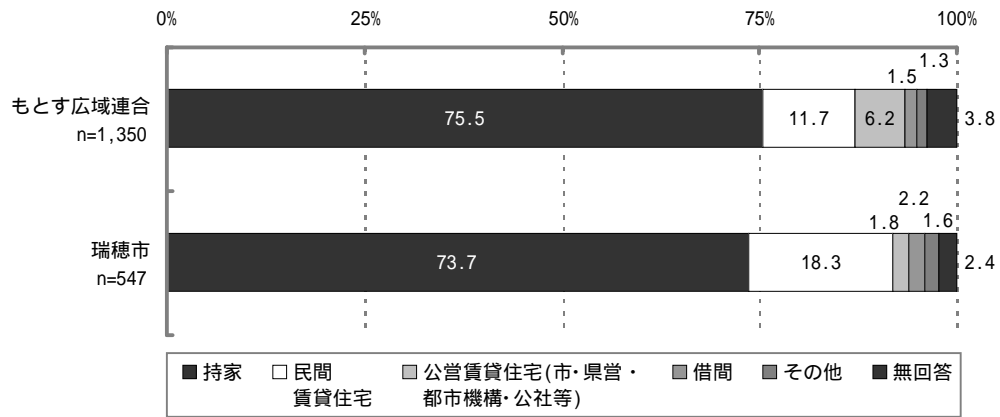
家族構成

図表2.3-3 高齢者のいる家族構成

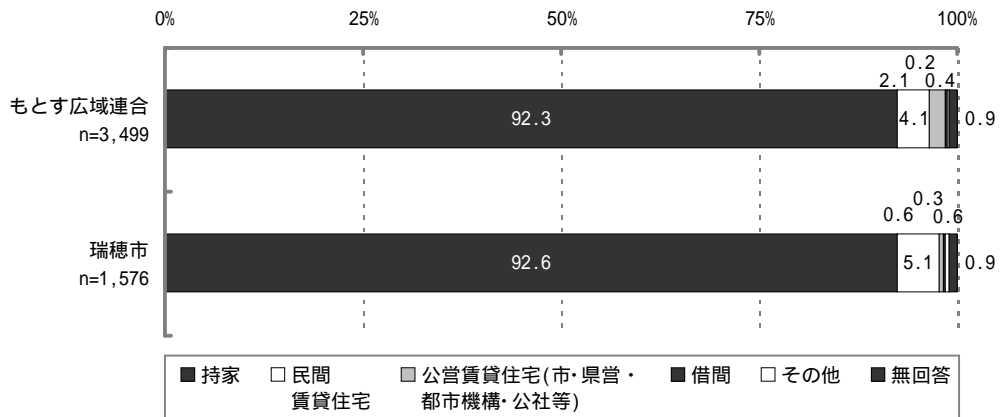


次ページに詳細あり

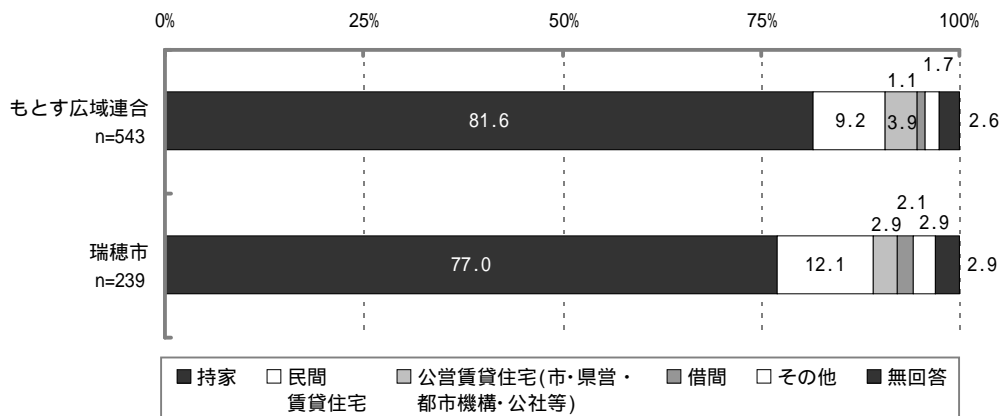
図表2.3-4 一人暮らしの方の住まい



図表2.3-5 配偶者と二人暮らしの方の住まい



図表2.3-6 配偶者以外と二人暮らしの方の住まい



1) 各種リスク保有割合について

いくつかのリスク項目のうち、25%以上の数値のあるリスク項目は以下の通りです。

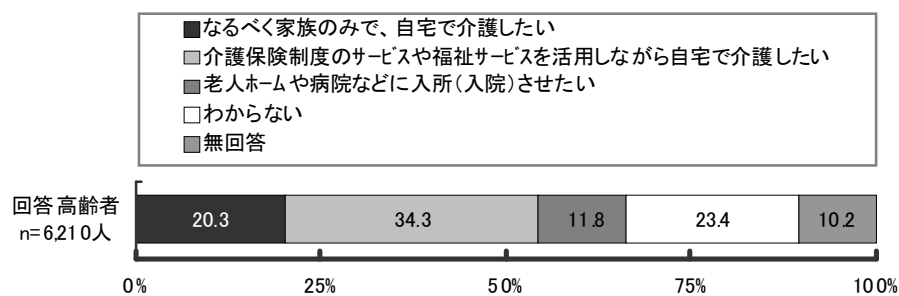
25%以上の数値のリスク項目	瑞穂市	もとす広域連合
生活機能（社会的役割）低下者	38.1%	36.7%
物忘れリスク保有者	35.2%	35.1%
生活機能（知的能動性）低下者	26.8%	27.0%
うつリスク保有者	26.1%	26.2%

2) 介護保険・介護保険料について

一般高齢者への質問で、家族もしくは自分が介護状態になった場合、介護保険サービスを受ける・受けないを含めて「自宅で介護したい」または「自宅で介護を受けたい」がそれぞれ約5割強あり、地域で介護を希望する方が多いことがわかります。

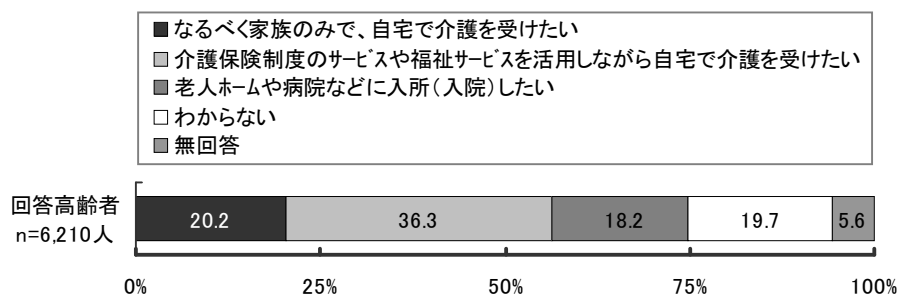
問 家族等に介護が必要となった際、どのようにしたいと思いますか

図表2.3-7 家族等が要介護となった場合の希望



問 今後、もしあなたご自身が介護を受けることになったら、どのような介護を受けたいと思いますか

図表2.3-8 自分が要介護となった場合の希望

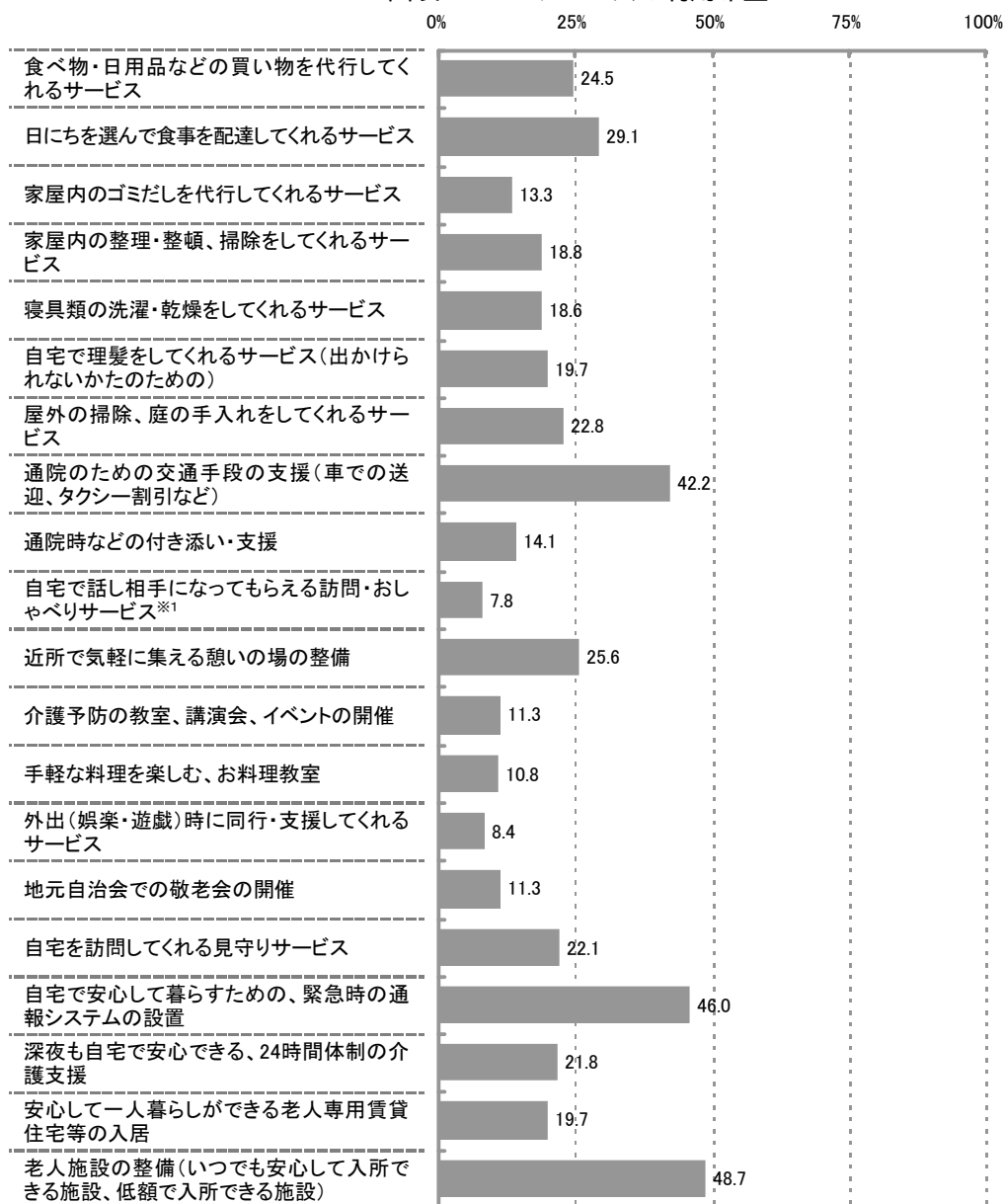


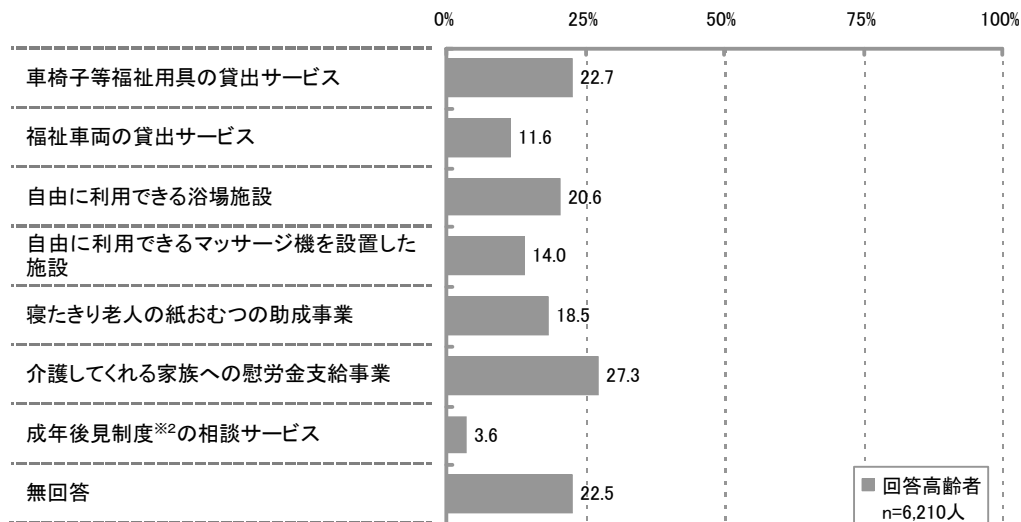
3) サービスの利用について

全体的な回答の傾向として、将来、ひとり暮らしや二人暮らしへの安心(緊急時などの対応を含む)した生活保障と地域で触れ合える場を求めていることが予想されます。

問 どのようなサービスがあったらよいと思いますか。また、利用したいと思いますか。以下から、特に優先して利用したいものから順に10項目程度を選んでください

図表2.3-9 サービスの利用希望





1・・・30分程度の雑談・介護者の話相手など

2・・・成年後見制度とは、認知症などにより、判断能力が不十分になった場合、本人に代わって財産の管理や契約などを行う人を選任してもらう制度

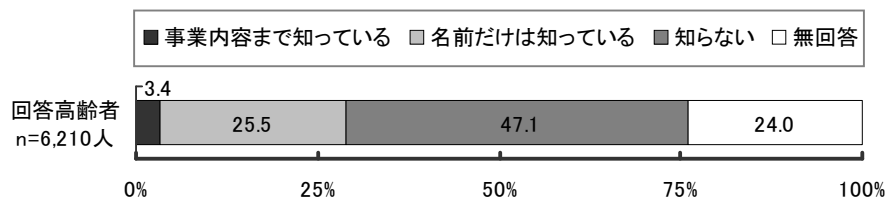
4) 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターの認知度では、「知らない」「名前だけは知っている」を合せて約 7 割強あり、また、地域包括支援センターの役割についての周知では、「介護のこと、介護保険利用の相談窓口」が 22.8%と一番高く、他の項目については約 1 割強となっており、全体的にみるとあまり周知されていない状況がうかがえます。

健康や介護予防について知りたいことでは、「足腰の筋力の低下を防ぐ方法について」や「認知症の予防について」、「がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について」など、現在、直接身体の運動機能に関わることなど一人では解決しにくい事については興味（不安）をもっているが、「口腔・歯の健康について」や「心の健康（うつ病など）について」など現状あまり不自由に感じることがないことについては、あまり興味（不安）をもっていない傾向がみえます。

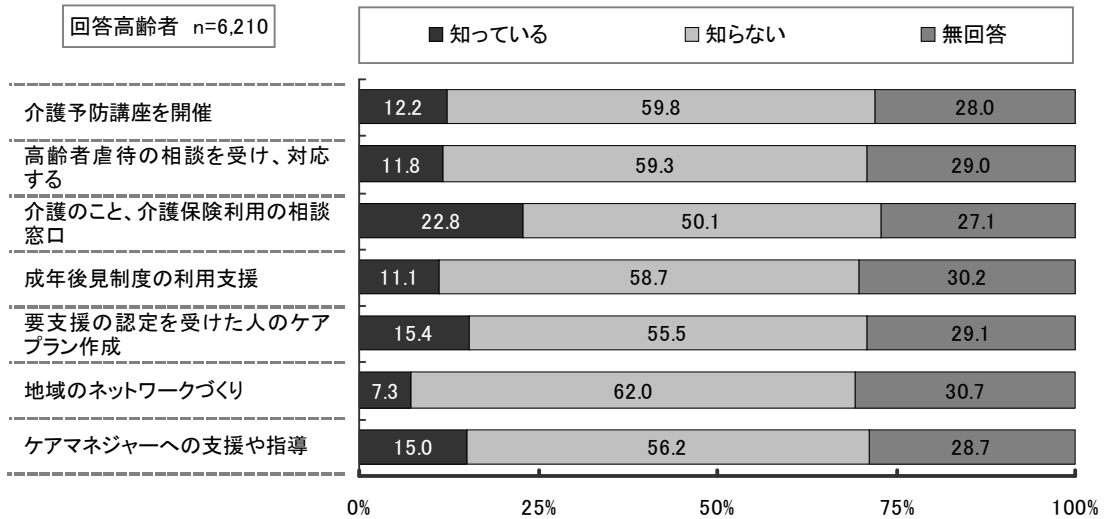
問 「地域包括支援センター」をご存知ですか

図表2.3-10 「地域包括支援センター」の認知状況



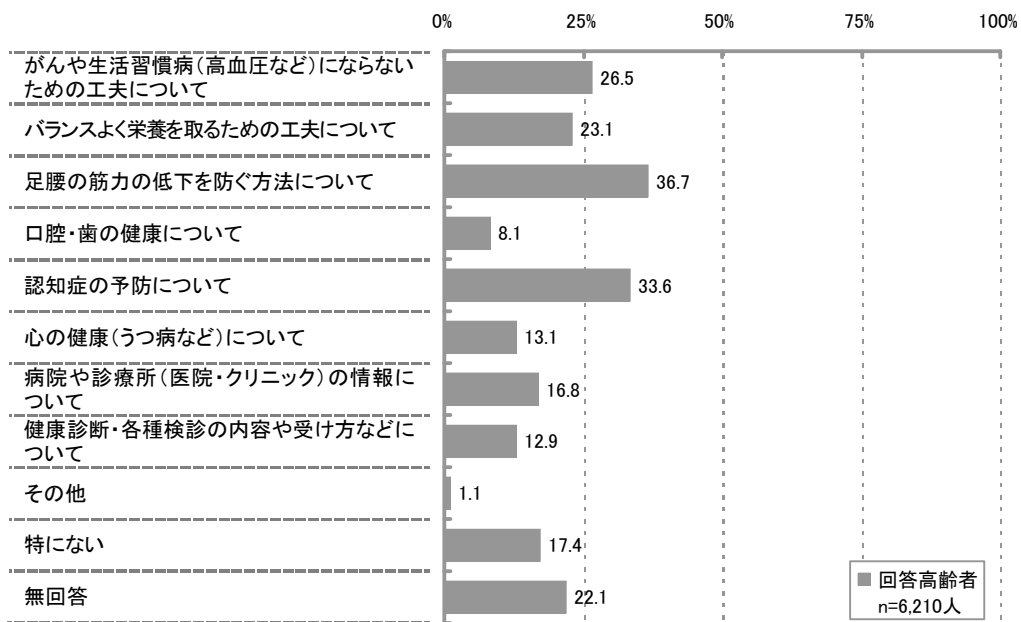
問 「地域包括支援センター」の役割に下記のものがあることをご存知ですか

図表2.3-11 「地域包括支援センター」の役割の認知状況



問 健康や介護予防について、どのようなことが知りたいですか（いくつでも）

図表2.3-12 健康や介護予防について知りたいこと



(3) 要介護認定者(在宅)の調査結果

要介護認定者(在宅)調査結果より設問項目(瑞穂市のデータのみ)を抜粋

調査回答者の認定者像

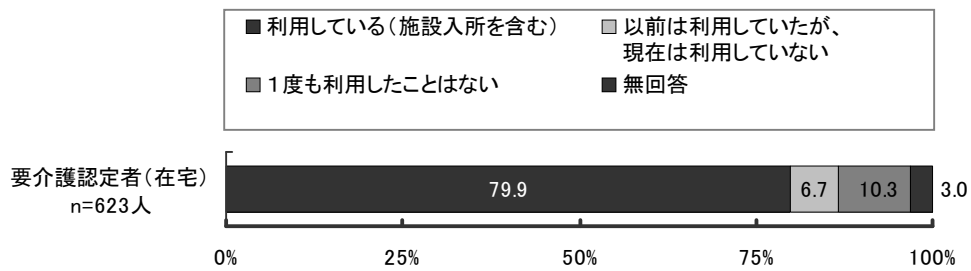
項目	内容
回答者	623人
記入者	「家族」が67.1%、「本人」が28.3%
性別	「女性」が66.5%、「男性」が32.1%
年齢	多い項目で「85歳以上」が36.6%、「80～84歳」が20.7%、「75～79歳」が14.6%
家族構成	多い項目で「その他の世帯(同居世帯)」が59.2%、「夫婦ふたり暮らし」が14.6%、「ひとり暮らし」が13.3%
現在の住居形態	主に「持家一戸建て」が91.5%
居住地区	「瑞穂市(穂積地域)」が74.0%、「瑞穂市(楽南地域)」が26.0%
現在、高齢者ご本人の生活の場	主に「自宅」が84.3%

1) 介護保険サービスについて

介護保険サービスを利用していない方約2割のうち、利用していない理由として、「まだ利用するほど困っていないから」が約3割強、「家族が介護しているから」が約3割弱と合せて約6割の方が介護認定を受けているが介護保険サービスを利用せずに家族等が介護している現状が分かります。

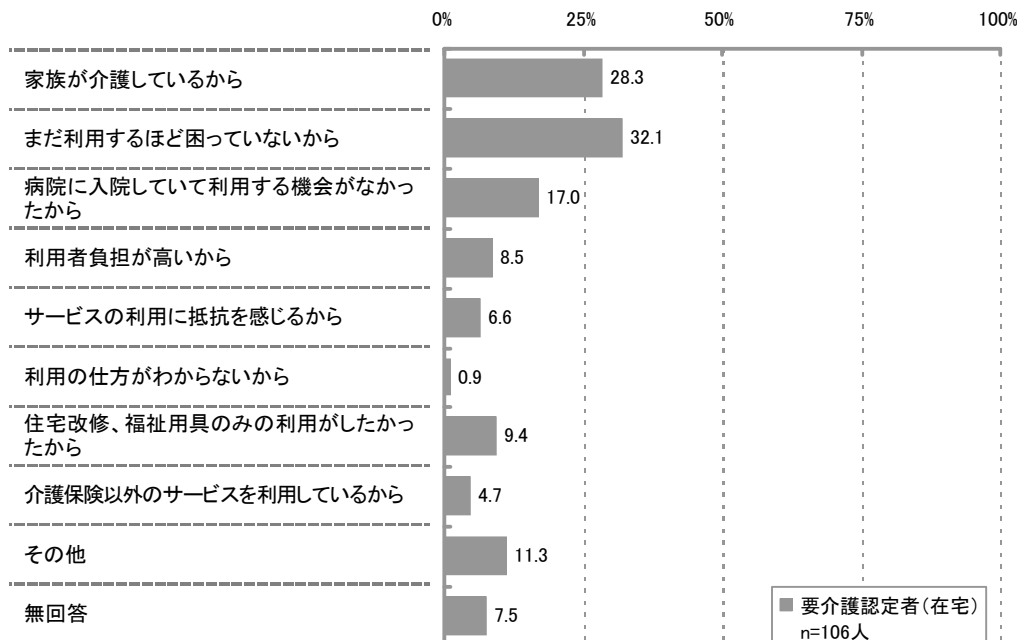
問 現在、介護保険サービスを利用していますか。(ひとつに○)

図表2.3-13 介護保険サービスの利用状況



問 問9で「以前は利用していたが、現在は利用していない」「1度も利用したことはない」のいずれかにお答えの方にお尋ねします。利用していない理由は何ですか。(あてはまるものに○)

図表2.3-14 利用していない理由

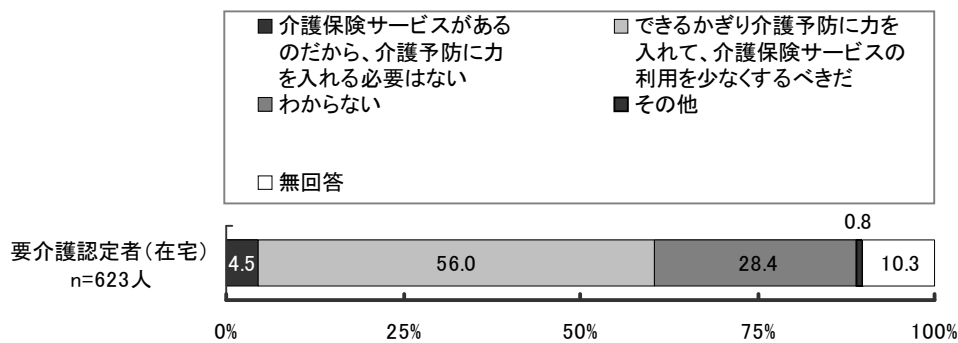


2) 予防事業（介護予防）について

予防事業（介護予防）については、「できるかぎり介護予防に力を入れて、介護保険サービスの利用を少なくするべきだ」が約5割強あり、介護予防についてサービスの要望は、「日常動作の訓練」が41.9%、「高齢者が交流できる場所の提供」が40.6%、「高齢者の筋力向上トレーニング」が39.5%と日常の生活で身体の動きに不自由を感じることや体力の衰えに関する項目の希望が多い傾向にあります。

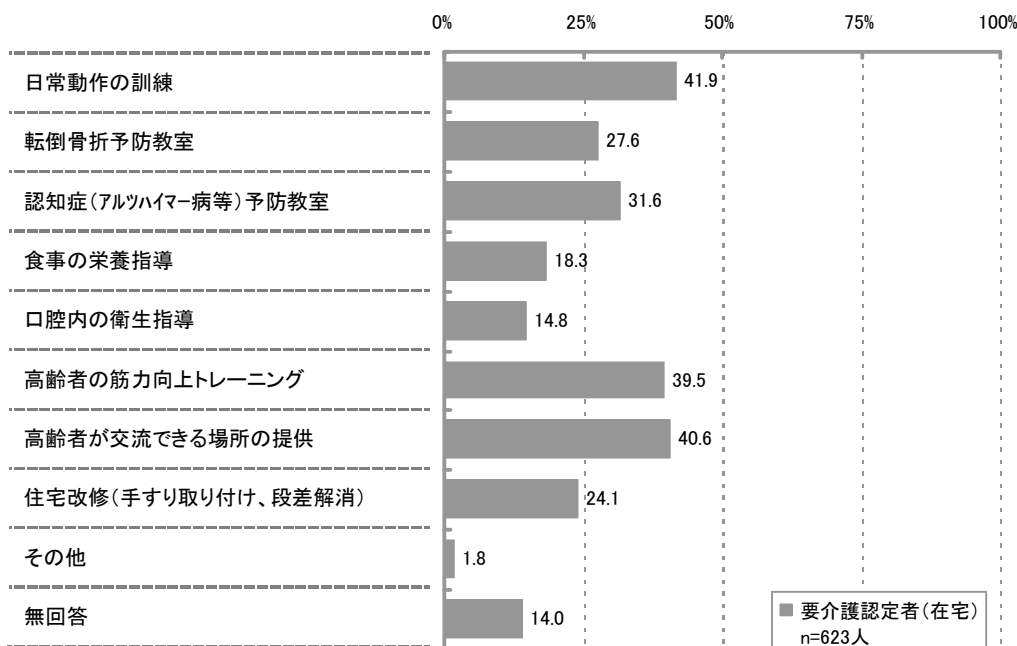
問 あなたは、介護の状態にならないため、また、状態を進行させないための予防事業（介護予防）についてどのように思いますか。（ひとつに○）

図表2.3-15 予防事業（介護予防）について



問 介護予防についてどのようなサービスを望みますか。（あてはまるものすべてに○）

図表2.3-16 介護予防についてサービスの要望



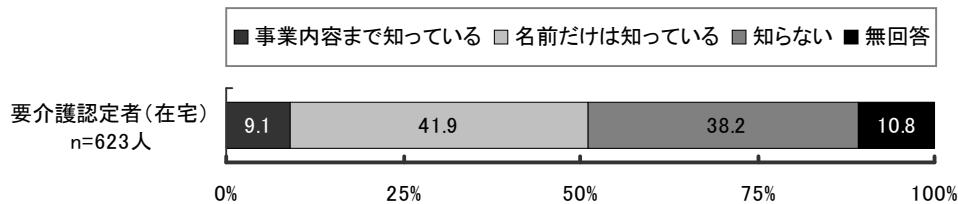
3) 地域包括支援センターの認知度について

地域包括支援センターの認知度では、「知らない」「名前だけは知っている」を合せて約8割強あり、また、地域包括支援センターの役割についての周知では、「介護のこと、介護保険利用の相談窓口」が39.8%、「要支援の認定を受けた人のケアプラン作成」が39.0%と直接介護保険サービスに関わる項目は高く、それ以外の項目については約2割弱と低い状況となっています。また、地域包括支援センターの利用については、「利用したことはない」が約6割強、「利用したことがある」が約2割半という状況で、全体的にみるとあまり周知されていない状況がうかがえます。

在宅介護支援センターの認知度では、「知らない」「名前だけは知っている」を合せて約8割強あり、また、利用については、「利用したことはない」が約8割強、「利用したことがある」が約1割強の状況で地域包括支援センター同様に全体的にあまり周知や利用がされていない状況がうかがえます。

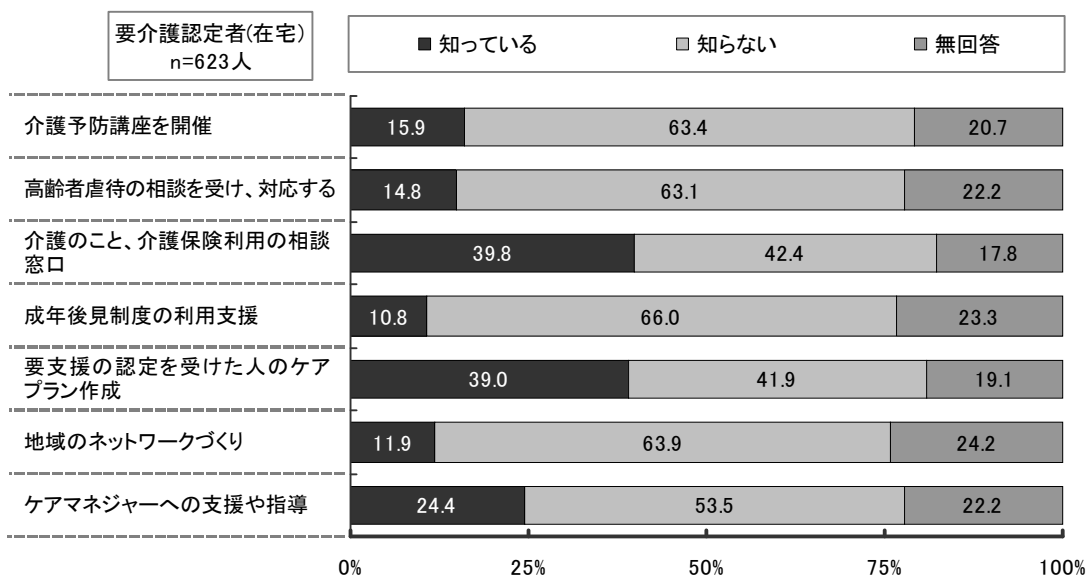
問 あなたは、地域包括支援センターについて知っていますか。(ひとつに○)

図表2.3-17 地域包括支援センターの認知度



問 「地域包括支援センター」の役割に下記のものがあることを知っていますか。(はそれぞれひとつずつ)

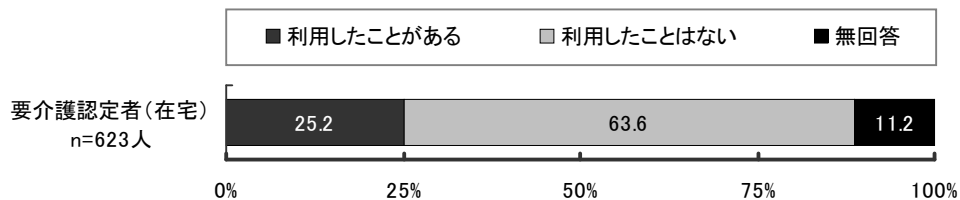
図表2.3-18 「地域包括支援センター」の役割の認知度





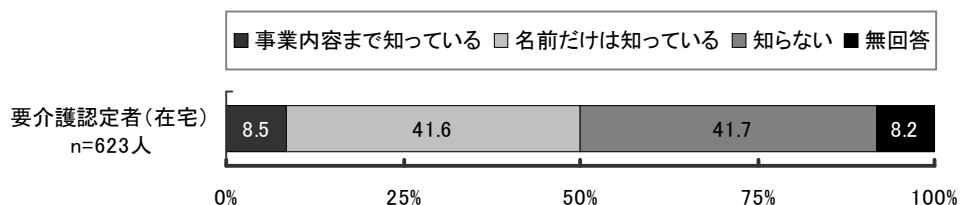
問 あなたは、地域包括支援センターを利用したことがありますか。
(ひとつに○)

図表2.3-19 地域包括支援センターの利用について



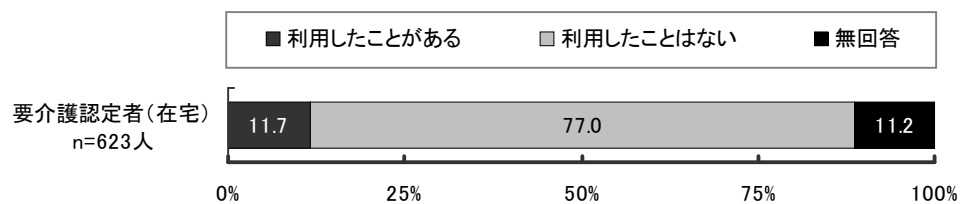
問 あなたは、在宅介護支援センターについて知っていますか。(ひとつに○)

図表2.3-20 在宅介護支援センターの認知度



問 あなたは、在宅介護支援センターを利用したことがありますか。(ひとつに○)

図表2.3-21 在宅介護支援センターの利用について



4) 介護者について

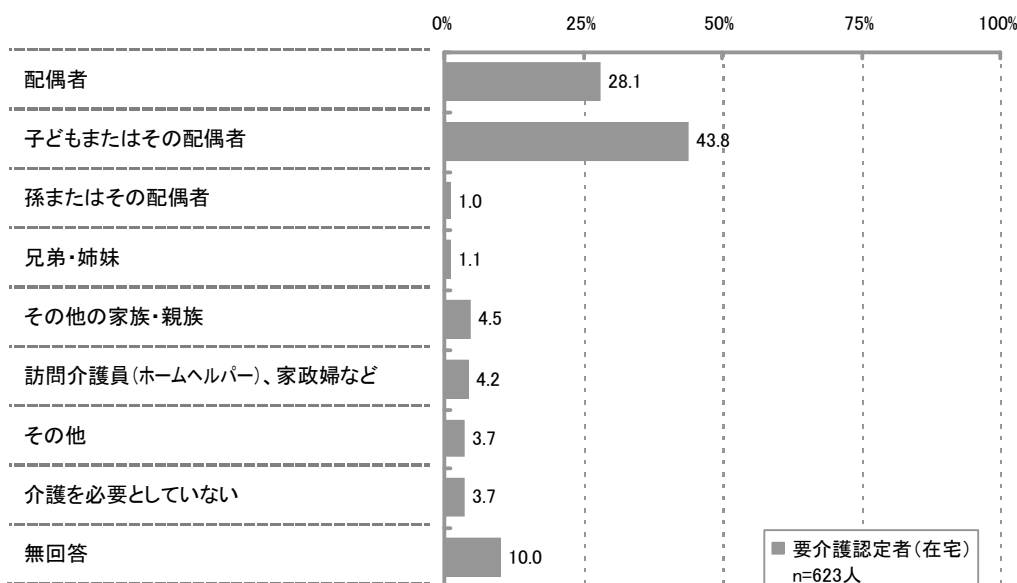
日常、主に介護をしている方（介護者）は、「子どもまたはその配偶者」が43.8%、「配偶者」が28.1%で、その介護している方（介護者）が困っていることでは、「心身の負担が大きい」が51.9%、「自分の時間がもてない、自分の仕事ができない」が39.7%と介護者の心身への負担の大きさが伺えます。

また、介護方法の研修参加の状況では、参加したことが無い方「ない」が83.8%、参加したことがある方「ある」が12.3%と参加したことが無い方が多い状況となっています。在宅介護の基本的な知識や技術を習得する研修や講習会への参加意向では、「参加したい」が26.2%、「参加したくない」が14.3%、「わからない」53.0%と「わからない」方が多い状況となっています。

この調査結果のみで見れば、介護方法や在宅介護の基本的な知識や技術の習得についての趣旨など、もう少し介護者に理解していただくために周知等を行い参加していただくことにより、介護者の心身への負担の軽減等につながる対応策も考えられます。

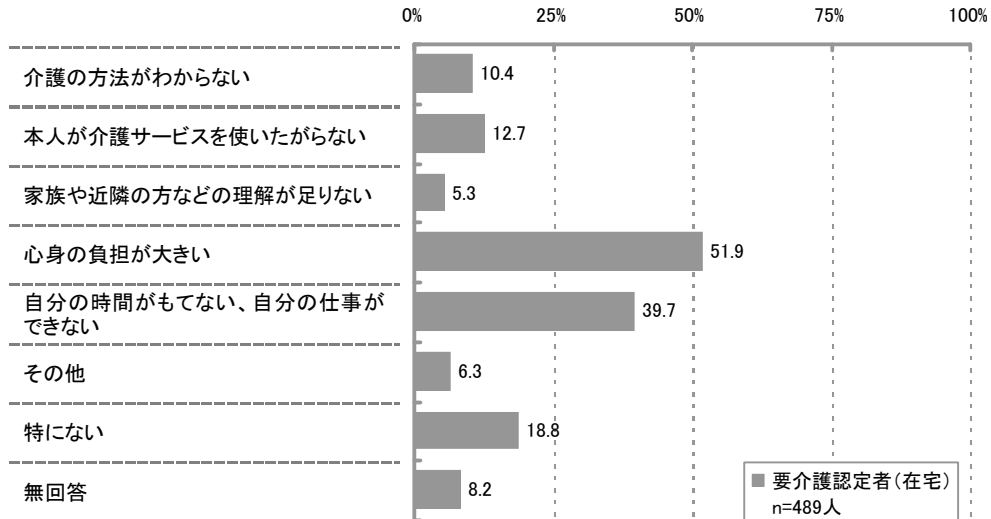
問 日常、主に介護している方は、どなたですか。（ひとつに○）

図表2.3-22 日常の主な介護者



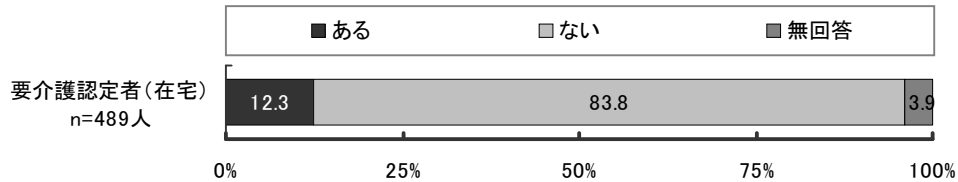
問 介護している方（介護者）が、困っていることは何ですか。
（あてはまるものすべてに○）

図表2.3-23 介護している方（介護者）が、困っていること



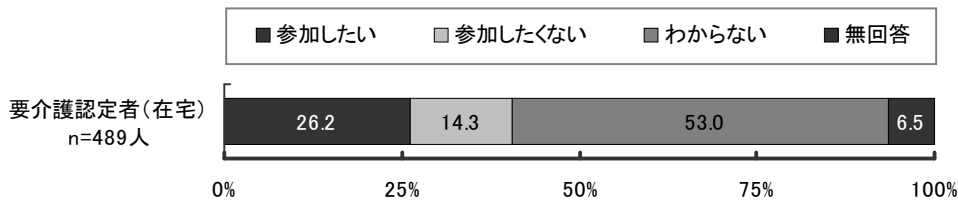
問 これまでに、介護方法の研修などを受けたことがありますか。（ひとつに○）

図表2.3-24 介護方法の研修参加の有無



問 あなたは、在宅介護の基本的な知識や技術を習得する研修や講習会があれば、参加したいと思いませんか。（ひとつに○）

図表2.3-25 研修や講習会への参加意向



(4) 要介護認定者(施設)の調査結果

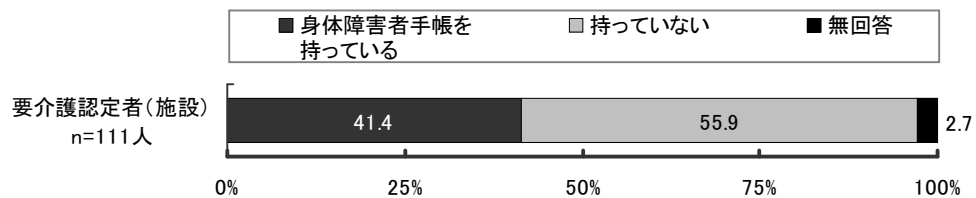
要介護認定者(施設)調査結果より設問項目(瑞穂市のデータのみ)を抜粋

調査回答者の認定者像

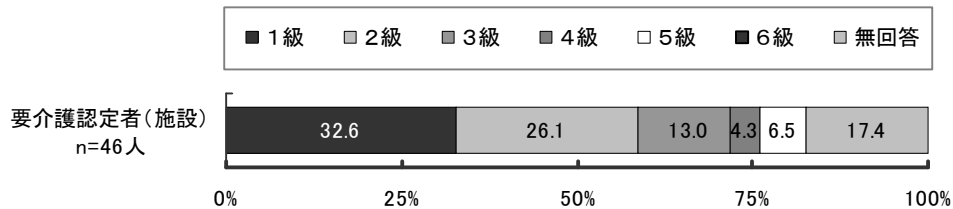
項目	内容
回答者	111人
記入者	「家族」が83.8%、「本人」が9.9%
性別	「女性」が72.1%、「男性」が27.9%
年齢	多い項目で「85歳以上」が49.5%、「80～84歳」が18.0%、「40～64歳」が16.2%
家族構成	多い項目で「その他の世帯(同居世帯)」が45.0%、「ひとり暮らし」「本人とその他の高齢者(65歳以上)のみの世帯」が各19.8%
現在の住居形態	主に「持家一戸建て」が72.1%
居住地区	「瑞穂市(穂積地域)」が67.6%、「瑞穂市(楽南地域)」が32.4%
現在、高齢者ご本人の生活の場	多い項目で「介護老人福祉施設」が52.3%、「介護老人保健施設」が36.0%

問 身体障害者手帳をお持ちですか。(ひとつに○)

図表2.3-26 身体障害者手帳を持っている



図表2.3-27 身体障害者手帳の階級



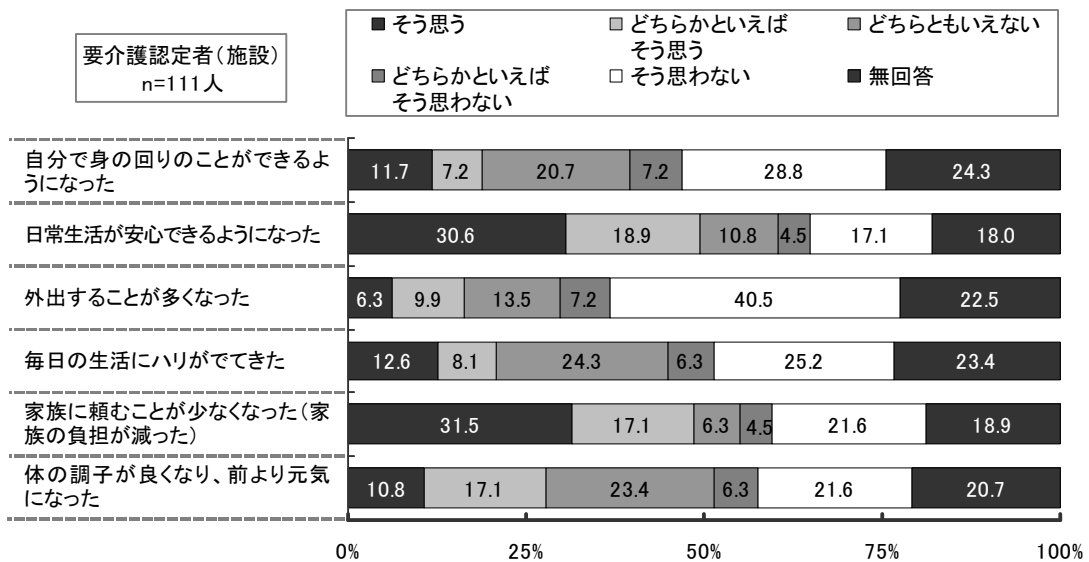
1) 介護保険サービスの利用等について

介護保険サービスの利用による自身の生活の変化では「家族に頼むことが少なくなった（家族の負担が減った）」が 31.5%、「日常生活が安心できるようになった」が 30.6%と介護者への負担や自身への不安が少なくなっているが、介護保険サービスの利用による自身の生活の変化が無い「そう思わない」の割合順にみると、「外出することが多くなった」が 40.5%、「自分で身の回りのことができるようになった」28.8%など自分自身行動をすることが少なくなっている傾向もうかがえる。

また、介護が必要になった主な原因では、「脳出血などの脳血管障害」が 29.7%、「高齢による身体的機能の衰え」が 27.0%となっています。

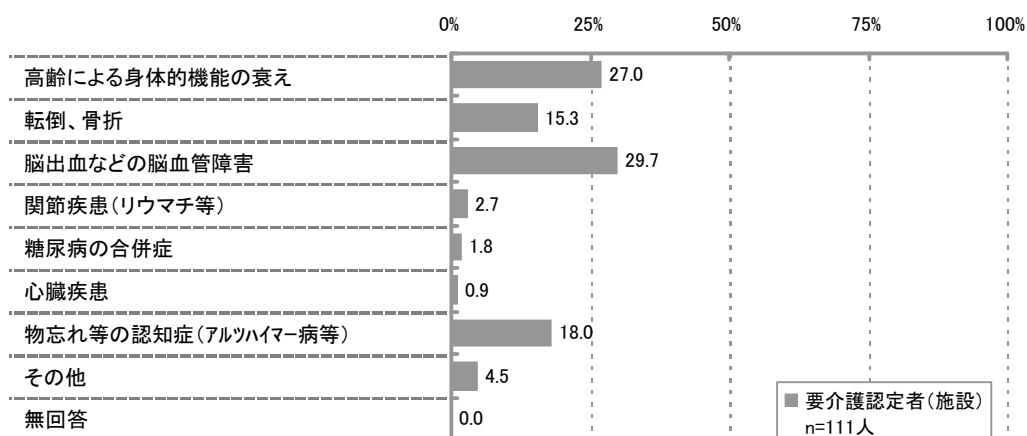
問 介護保険サービス（在宅での利用時期を含む）を利用することにより、あなたご自身の生活にどのような変化がありましたか。（ はそれぞれ1つずつ）

図表2.3-28 介護保険サービスの利用による自身の生活の変化



問 介護が必要になられた主な原因は何ですか。（ひとつに○）

図表2.3-29 介護が必要になった主な原因

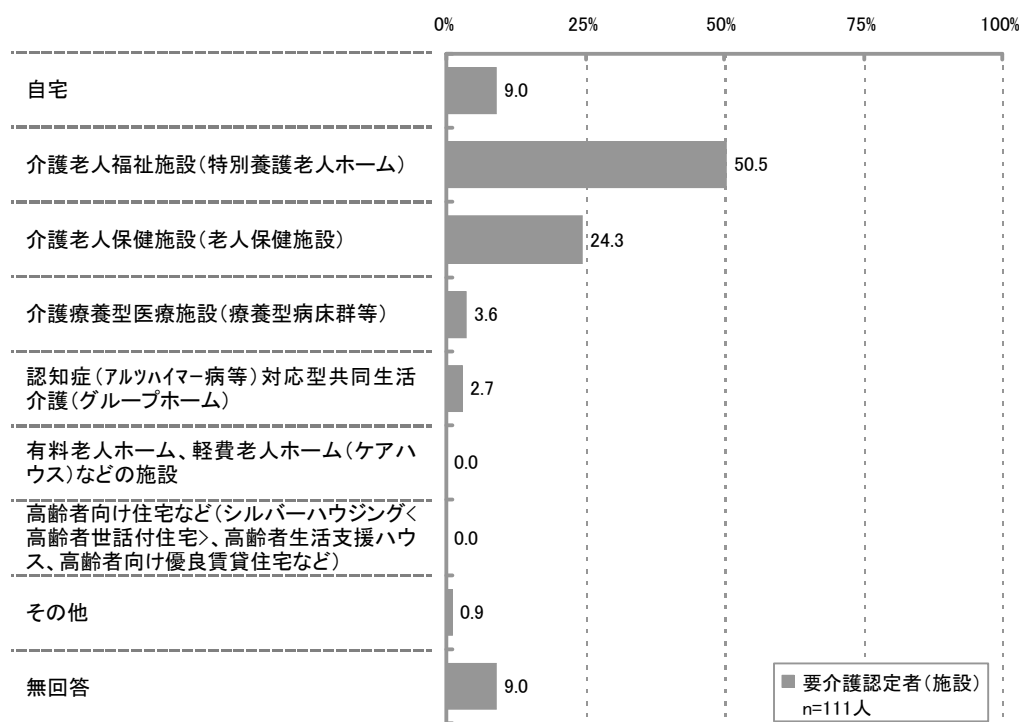


2) 今後の生活場所について

今後の生活場所では、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」が50.5%、「介護老人保健施設（老人保健施設）」が24.3%、「自宅」が9.0%と施設への希望が多い状況です。地域の身近な場所でサービスを利用するため必要なサービスや施設の希望では、「小規模な特別養護老人ホーム」が45.9%、「訪問介護、通所介護、短期入所などのサービスが地域の身近な場所で利用できる施設」が34.2%、「夜間に突然介護が必要になるなど、緊急時に介護サービスを利用できるサービス」が33.3%と、約4割半が小規模な施設への入所希望となっています。

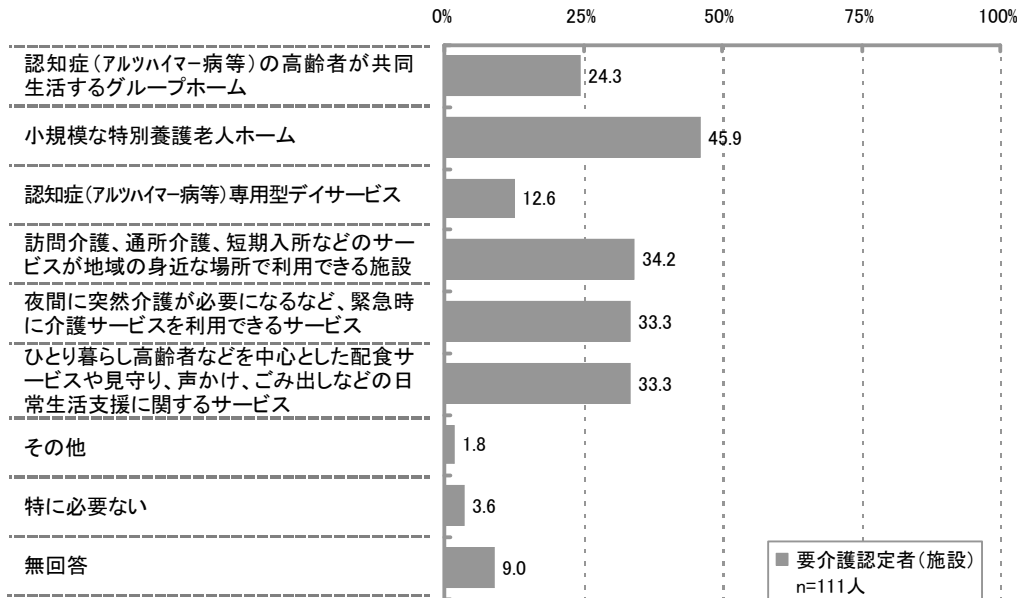
問 あなたは、今後、どこで生活したいとお考えですか。（ひとつに○）

図表2.3-30 今後の生活場所



問 地域の身近な場所でサービスを利用するためには、どのようなサービスや施設が必要だと思いますか。(は3つまで)

図表2.3-31 地域の身近な場所でサービスを利用するため必要なサービスや施設



▶ ◀ 第 3 章 ▶ ◀

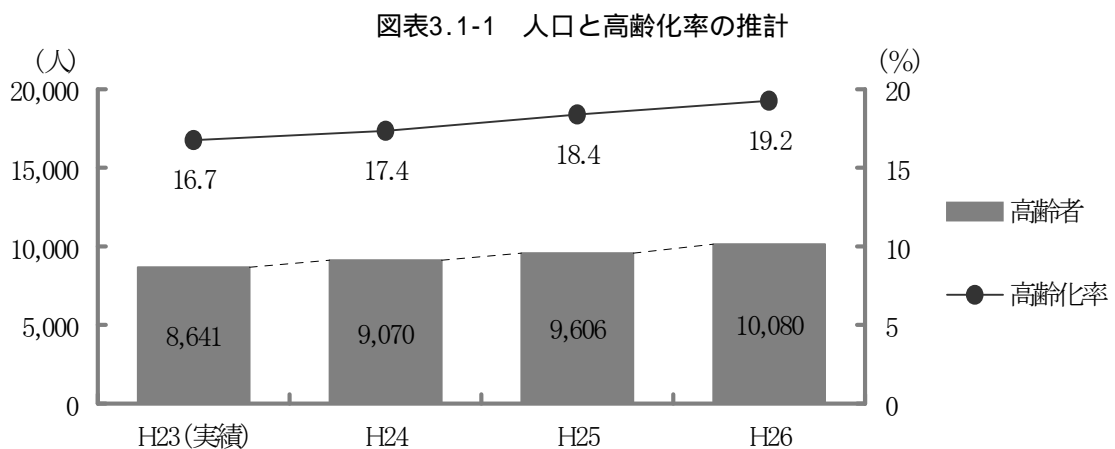
計画の推進

第3章 計画の推進

1 高齢者の将来推計

(1) 高齢者数の将来推計

住民基本台帳の過去5年間（平成18～22年の各年10月1日現在）の人口に基づきコホート変化率法により推計し、計画期間中の人口推計（性別・年齢階級別）を行っています。



資料：住民基本台帳

図表2.1-2 年齢区分別の推計

年齢区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総数	54,061	54,758	55,443	56,110	
0-14歳	9,020	9,119	9,190	9,285	
15-64歳	36,125	36,182	36,287	36,393	
65歳以上	8,916	9,457	9,966	10,432	

資料：住民基本台帳

コホート変化率法

「コホート変化率法」とは、各コホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2 計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

本市においても高齢化率は経年的に増加傾向にあると同時に担い手となる年少人口の減少により、さらなる高齢者の問題が地域社会にとって重要な課題となっていくことが予想されます。そのため高齢者が安心して健康で生きがいを持って暮らせる環境を実現することが重要となっています。健康づくりや介護予防を通じて生きがいを持ち、健康寿命を延ばすとともに、高齢者の生活を地域ぐるみで様々な形で支え、助け合えるような地域コミュニティの実現を目指していくことが、この計画の目指すことです。

こうした考えから、これからもこの計画の基本理念を継承し、「誰もが生き生きと暮らせるまちづくり」としていきます。

基 本 理 念

誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

(2) 基本目標

健康で安心して暮らせるまちづくり

1) 包括的支援のための環境づくり

高齢者が安全かつ安心して住みなれた地域での生活を継続するためには、災害時などの緊急対応を含め、必要な時に必要な相談や情報提供を受けることができ、迅速な対応がなされる体制を整備します。

また、要介護者及び要支援者を含む日常の生活に支援を必要とする高齢者及び介護者の視点に立った柔軟な対応ができる福祉サービス等の充実を図ります。

2) 介護予防への取り組みの充実

今後、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、充実した介護予防の取り組みが重要と考えます。各種介護予防事業の周知を図るとともに、要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防の推進に取り組みます。

地域で支えるまちづくり

1) 高齢者が元気でいきいき活躍できるまちづくり

高齢者が働く、楽しむ、地域活動を行うことなど、生きがいをもった生活を送ることができるとともに、地域社会への貢献が期待されています。

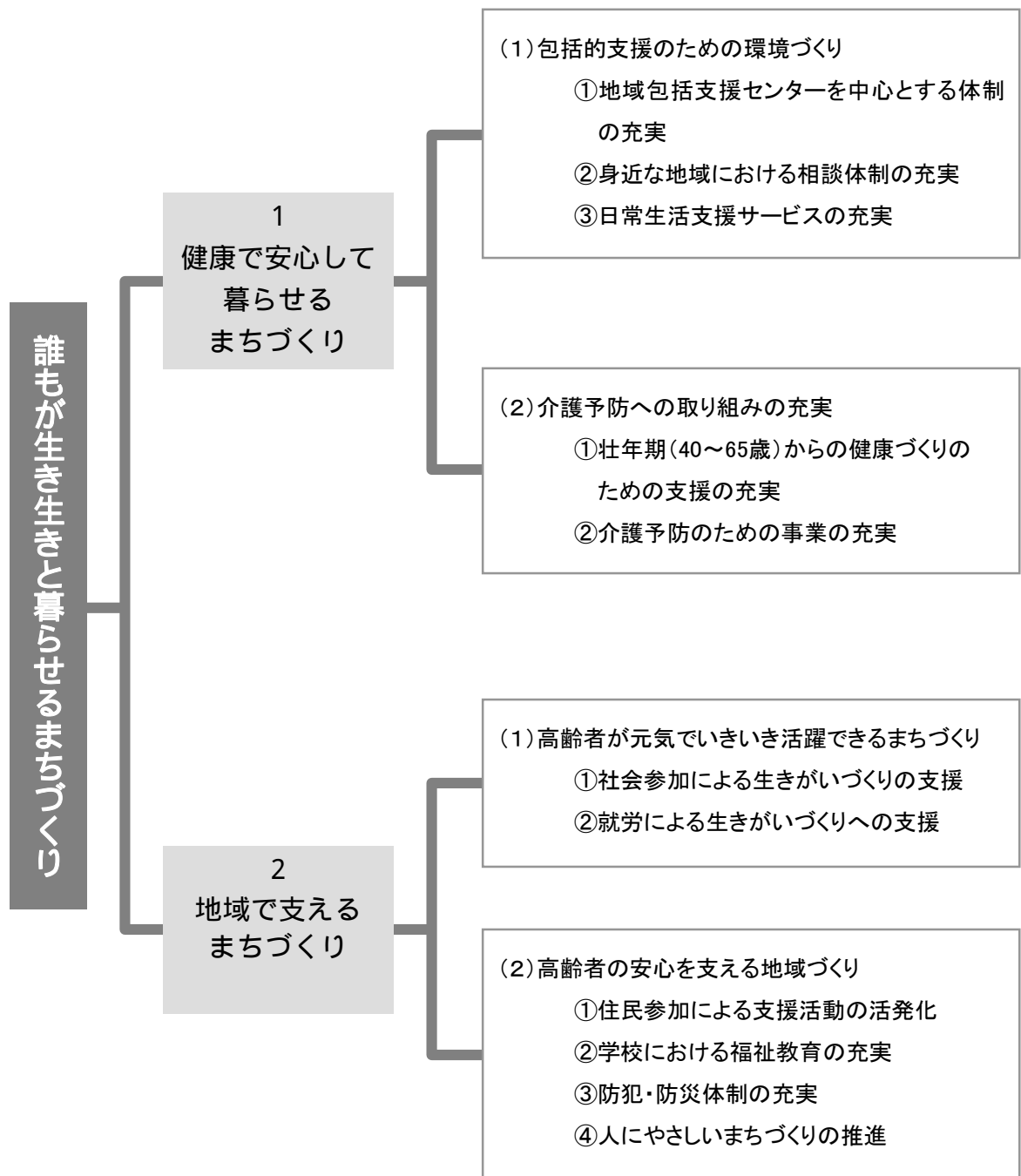
こうしたことから、老人クラブをはじめとする活動の場や仲間づくりの機会の確保に努めるとともに、高齢者の知識や経験を地域活動に生かすことにより、高齢者の生きがいづくりへの支援や社会参加の促進を図ります。

2) 高齢者の安心を支える地域づくり

高齢者が地域で暮らし続けるために、地域での安全や安心で質の高い生活を送るための生活環境づくりを整備します。

このため、関係各課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、自治会、老人クラブ、保健所、医療機関、ボランティア団体、NPOなど、地域社会を支える関係機関および団体、さらには地域住民も含めた連携、協力の体制の構築を進めていきます。

3 計画の体系図



▶ ◀ **第 4 章** ▶ ◀
基本項目と施策の方向

第4章 基本項目と施策の方向

1 健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 包括的支援のための環境づくり

地域包括支援センターを中心とする体制の充実

地域包括ケアの推進における地域の支援体制の拠点として、平成18年に地域包括支援センターが設置されています。地域包括支援センターでは、主に「介護予防ケアマネジメント」「総合的な相談支援」「高齢者の権利擁護事業」「包括的・継続的マネジメント事業」などを行っています。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を配置しています。

今後も、地域包括支援センターの機能の充実を図り、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供できるよう（地域包括ケアの推進）、地域における保健・医療・福祉など関係機関との連携づくりを推進します。

【 事業 】

【 事業 】



身近な地域における相談体制の充実

現在、地域包括支援センターを中心に、地域において展開されている相談体制の充実に努めるとともに、地域で支援を必要とする高齢者を把握し、適切なサービスの利用および措置、地域の見守りなどへつなげていけるよう関係機関と連携を強化していきます。

また、幅広い分野にわたる様々な相談に対応できるよう各種相談を定期的に行っていきます。

【 事業 】

【 事業 】

日常生活支援サービスの充実

在宅生活の継続性を図るために、支援を必要とする高齢者のニーズにあわせた、総合的な福祉サービスの充実を図ります。

地域包括ケアの推進に向け、介護保険サービスとともに、介護保険では対応できない日常生活や健康保持のためのきめ細かい支援や見守り等が必要となります。介護者や要介護・要支援状態になった高齢者も含めた地域での生活を支援するため、介護保険外のサービスの充実を図ります。

また、高齢者が必要なときに必要に応じてサービスの利用ができるように情報提供を行います。

【 事業 】

【 事業 】



(2) 介護予防への取り組みの充実

壮年期（40～65歳）からの健康づくりのための支援の充実

活力のある高齢期を迎えるために、健康づくりの基本的な事業である健康診査について、受診率向上を目指し、受診後は生活習慣改善のための保健指導の充実を図ります。また、高齢期において心身ともに健やかな生活を送るためには、要介護状態となる原因として大きくかかわっている生活習慣病の予防に取り組んでいきます。

介護予防のための事業の充実

高齢者人口が増大する中において、介護保険制度の「持続可能性」を高め、「明るく活力ある超高齢社会」を築くためには介護予防が重要です。いつまでも健康な生活を送ることができるように高齢者等の健康の保持増進を図るとともに介護を必要とする状態となることを未然に防ぐための総合的な介護予防施策を推進するとともに、介護予防に関する知識の普及・啓発を図ります。

【 事業 】

【 事業 】

2 地域で支えるまちづくり

(1) 高齢者が元気でいきいき活躍できるまちづくり

社会参加による生きがいづくりの支援

高齢者が知識や経験、特技等を活かしながら、意欲や関心をもって社会活動に参加し、生きがいを感じることができるよう、地域の資源を活用した多様な活動の場づくりに取り組んでいきます。

また、地域における生涯学習（教養活動、スポーツ活動など）の機会を増やし、生涯学習活動を通じた高齢者の生きがいづくりを促進します。

【 事業 】

【 事業 】



就労による生きがいづくりへの支援

高齢者が地域をはじめ社会の中で役割を担い、積極的に社会貢献することにより、生きがいを持ち続けられるよう、多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した就労を支援・促進していきます。

【 事業 】

【 事業 】

(2) 高齢者の安心を支える地域づくり

住民参加による支援活動の活発化

地域で暮らす高齢者が安心して暮らせるよう、地域住民、地域事業所による見守り体制を構築するための支援を図るとともに、地域の自主的な支援活動やボランティア組織の活発化を支援し、地域で高齢者を支える環境の実現を目指します。

特に、日常生活を送る上で必要なことを、身近な地域で支えるように、地域コミュニティ組織の醸成に努めるとともに、支援制度の充実を図ります。

【 事業 】

【 事業 】



学校における福祉教育の充実

地域福祉の推進にあたり、将来のマンパワーを確保・育成する観点で、児童や生徒のうちからお互いを助け合う意識、他人に配慮する意識を育むため、学校や家庭での福祉教育がなされるよう支援していきます。

防犯・防災体制の充実

交通、防災、防犯など、啓発活動による生活安全対策を推進していくのと同時に、災害が発生した場合に備えた、緊急時の安全対策の充実を進めていきます。

特に、大規模な災害が発生した場合に、自治会など地域住民の共助により、一人では避難できない高齢者等の安全確保に向けた体制づくりに取り組んでいきます。

【 事業 】

【 事業 】

人にやさしいまちづくりの推進

利用者の多い公共施設をはじめとして、誰もが快適に利用できる施設の改修や設備の改修を図るほか、ゆとりのある歩行空間の確保、段差の少ない歩道など、ユニバーサルデザインに配慮した道路や公園の整備を推進します。

▶ ◀ 資料編 ▶ ◀

資料編

1 策定委員会策定経過・名簿

(1) 瑞穂市老人福祉計画策定経過



(2) 瑞穂市老人福祉計画策定委員会 委員名簿

瑞穂市 老人福祉計画【案】

発行日 平成24年 3月

発行者 瑞穂市

編集 瑞穂市 福祉生活課

住 所 〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地

T E L 058-327-4123